ACSES ニュースレター_２２７９号（2022 年 3 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇にかほ市の亜鉛メッキ工場で火事　壁など焼く、けが人なし〈新聞報道〉
◇座席でバッテリー発煙　上越新幹線、けが人なし〈Web 報道〉
◇「ネットに踊らされた」輸入未承認薬を飲んだ男性に起きたこと〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・長崎大学病院の歯科医師が懲戒処分　誤抜歯の医療事故後、患者への文書に上司らのサイン代筆〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・IRID、23年に解散検討　廃炉研究に700億円超す補助、使えぬ技術〈新聞報道〉
[大震災対策]
・南海トラフ巨大地震 災害廃棄物の試算 東日本大震災の約 11 倍〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 令和２年度地下水質測定結果について〈環境省〉
[4] 健康安全
◇アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 65 号）〈官報〉
[5] 医薬品
◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 66 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 67 号）〈官報〉
[6] 飼料
◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇エノキダケを主原料に代替肉 長野県内の生産者などが開発〈放送報道〉
[8] 温暖化対策関係
◇サステナブルファッションって？東京ガールズコレクション 2022 SPRING/SUMMER で体験してみよう「ゼロカーボンアクション 30」〈環境省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　３件］
[10] その他省庁発表　２件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[12] その他　１件
[付録]

初恋草（ハツコイソウ、レシュノルティア）

◇“ブラック校則” 新年度から多くの都立高校で撤廃〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇にかほ市の亜鉛メッキ工場で火事　壁など焼く、けが人なし

＜秋田魁新報　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.sakigake.jp/news/article/20220314AK0001/

１４日午前２時４５分ごろ、秋田県にかほ市平沢字井戸尻、秋田化学工業の亜鉛メッキ工場から出火、鉄骨一部２階建ての工場の壁などを焼いた。消防隊が出動し、約１時間４０分後に鎮火した。けが人はいなかった。

由利本荘署によると、工場内の火災報知器が作動し、警備員が工場内を確認したところ煙が充満していたため、１１９番した。焼失面積や出火原因は調査中。

◇座席でバッテリー発煙　上越新幹線、けが人なし

＜共同通信　2022 年 3 月 13 日＞　https://nordot.app/875689148221505536?c=39546741839462401

13 日午後 5 時 35 分ごろ、JR 東京駅のホームに停車していた東京発新潟行きの上越新幹線とき 337 号（12 両編成）で、座席に挟まったモバイルバッテリーから煙が出た。折り返し運転のため清掃していた作業員が発見した。

JR 東日本によると、けが人はなかった。座席は 12 号車の最上位シート「グランクラス」だった。337 号は全区間で運休し、約 300 人に影響した。

◇「ネットに踊らされた」輸入未承認薬を飲んだ男性に起きたこと

＜毎日新聞　2022 年 3 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220311/k00/00m/040/305000c

「飲んだら良くなった」「副作用はなく安全」――。新型コロナウイルス感染症で社会不安が長引く中、ネット上では、コロナ治療薬として未承認の薬を海外から独自に取り寄せ、服用したという書き込みがいくつも見られる。

その中のある男性に取材を申し込んだところ、男性は「あふれる真偽不明の情報に踊らされてしまった」と後悔を口にするのだった。

「医者も言うなら大丈夫」と購入

取材に応じたのは、関西地方に住む 20 代の男性会社員。昨年 4 月、呼吸が苦しくなるなど風邪のような症状に見舞われた。呼吸の苦しさはほどなく治まったが、リンパ節の腫れや倦怠（けんたい）感などが残った。PCR 検査は受けなかったが、男性は「コロナの影響かもしれない」と感じた。

そんな時に頼ったのがネット交流サービス（SNS）に流れる情報だった。目についたのは、ある既存薬を飲んでさまざまな症状が「改善した」と主張する投稿の数々だった。中には医師と称するアカウントの投稿もあった。

妻からは「自己判断は危ない」と止められたが、男性は「医者も言うのなら大丈夫だろうと思った。自分でなんとかしたいという気持ちが先行し、SNS を信じてしまった」

昨年 6 月、インターネットの代行業者を通じて「インド製」と称する薬剤を 1 箱購入した。サイトの商品レビューに、効果を実感する声が多数あったことも背中を押した。しかし、通常の用量を参考に最初の 1 錠を服用したその日の夜から、「ゴー」という耳鳴りが止まらず、眠れなくなったという。

耳鳴りは数日で治まったものの、今度は神経の痛みが襲ってきた。その後、服用量を半分にして数日飲んだが、症状は良くならないどころか、関節の痛みが悪化したという。

体に感じた「異変」

昨年 12 月には、また別の既存薬と称する薬剤を、別の代行業者を通じて購入。「台湾製」とあり、ツイッターで「自己免疫疾患に効く」「コロナ後遺症に良い」といった情報を見て、わらにもすがる思いで注文したという。

ところが、…

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・長崎大学病院の歯科医師が懲戒処分　誤抜歯の医療事故後、患者への文書に上司らのサイン代筆

＜NBC 長崎放送　2022 年 3 月 11 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/622f7587458ad98c09e0081ccd020ad96f1d5b60

長崎大学病院の歯科医師が手術の際、誤って別の歯を抜く医療事故を起こした後、事故に関する文書の上司らのサインを許可なく代筆したとして出勤停止 10 日の懲戒処分を受けていたことが分かりました。

懲戒処分を受けたのは長崎大学病院口腔外科の歯科医師です。長崎大学によりますとこの歯科医師は 2020 年の 12 月と去年 4 月に本来抜く予定ではなかった患者の歯を誤って抜く医療事故を 2 件相次いで起こしました。

そして医療事故の後に患者と家族に送った『治療に関する文書』に、診療科長など上司ら 3 人のサインを承諾なしに代筆していたということです。文書発送の遅れを隠すためだったとみられています。長崎大学では歯科医師が行った代筆行為は就業規則違反にあたるとして、去年 12 月 8 日から 10 日間、出勤停止処分としました。長崎大学病院は「患者さんそしてご家族の方々に深くお詫び申し上げます」としています。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・IRID、23 年に解散検討　廃炉研究に 700 億円超す補助、使えぬ技術

＜毎日新聞　2022 年 3 月 14 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220314/k00/00m/040/170000c

東京電力福島第 1 原発事故の後、廃炉研究の中核として結成された組織が、その役割を終えようとしている。「オールジャパン」のかけ声の下、東電を含む電力各社、東芝や日立、三菱系のプラントメーカーなどが集まり 2013 年に設立された技術研究組合「国際廃炉研究開発機構」（IRID）。参加法人からスタッフの出向や賦課金の拠出を受けて運営されてきた IRID は、設立から 10 年の 23 年、解散する方向で検討されている。

廃炉の研究開発にかける自負は、トップの発言にも表れている。「数十億キロかなたの小惑星からサンプル採取に成功したはやぶさプロジェクトに匹敵するほど困難な挑戦だ」。21 年 12 月に福島県内で開かれたシンポジウムで、IRID の山内豊明理事長（日本原子力発電常務）は強調した。

宇宙線を使って原子炉内部を透視し、溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の位置を把握する技術を開発したほか、ロボットを格納容器に入れて内部の撮影に成功している。22 年末までに英国企業と共同開発したロボットアームでデブリの試験取り出しも始める計画だ。ただし、成果の陰ではこんな一幕もあった。…

[大震災対策]

・南海トラフ巨大地震 災害廃棄物の試算 東日本大震災の約 11 倍

＜NHK　2022 年 3 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220315/k10013531561000.html

南海トラフの巨大地震が起きると、東日本大震災の際のおよそ 11 倍の災害廃棄物が発生するという最新の試算を環境省の作業チームがまとめました。

それによりますと、南海トラフの巨大地震と津波では建物が壊れたり家財が流されたりして全国で 2 億 1990 万トンに上る災害廃棄物が発生するとしています。

これは東日本大震災で生じた 2000 万トンのおよそ 11 倍に当たります。

昨年度の段階では 2 億 4700 万トンと見積もられていましたが、それに比べておよそ 11%、2700 万トン余り少なくなり、作業チームでは、この間に建物の耐震化が進んだことを理由に挙げています。

地域別では四国地方が 6674 万トンと最も多く、次いで中部地方が 5335 万トン、近畿地方が 3845 万トンなどとなっています。

災害廃棄物の処理を広域的な対応で 3 年で終わらせるには船舶 25 隻、10 トントラック 5300 台が必要になるという試算も示され、作業チームは今後、鉄道で運搬するケースについても調べることにしています。

また災害廃棄物を焼却によって処分する場合は温室効果ガスの排出も課題となることから、排出量の試算や排出削減の方法などにも取り組むことにしています。

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mIjyDUW09BH7aBY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nIz2CUGw8BX_fBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月 14 日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7HQ13iMAxcZR_DZY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nIz2CUGw8BX-_BY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wlob8A0u6-h_0RhY

・Latest ″11 things you need to know NOW about COVID-19″ just updated.
#link(No.,″Latest ″11 things you need to know NOW about COVID-19″ just updated.″,
″https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/11thingstoknow.html″)
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞

◇マスコミ報道　見出し

・15 歳の 25%超、感染禍で「体調悪化」
新潟医療福祉大がロシアと共同研究
＜新潟日報　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.niigata-nippo.co.jp/

・韓国、新規感染が３日連続で３０万人超
＜時事ドットコム　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022031400474&g=int

・中国・深セン、都市封鎖　コロナ感染拡大で
＜時事ドットコム　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022031400314&g=int
---

[対策・予防]

◇蔓延防止　１７都道府県、２１日期限で解除へ　大阪は直前まで見極め
＜産経新聞　2022 年 3 月 15 日＞
https://www.sankei.com/article/20220315-2HTCKUFGPNLWFJPFT6PTHE6IKA/
政府は新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大を受け、２１日を期限に１８都道府県に適用している蔓延(まんえん)防止等重点措置について、大阪府を除く１７都道府県で解除する方針を固めた。新規感染者数の減少ペースは鈍化しているものの、高齢者らへのワクチンの３回目接種が進み、医療提供体制への負荷軽減が見込めると判断した。一方、大阪府については今週半ばまで見極めた上で解除の可否を決める。複数の政府関係者が明らかにした。
重点措置が解除されるのは、北海道、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、岐阜、静岡、

愛知、京都、兵庫、香川、熊本の１７都道府県。
政府の新型コロナ感染症対策分科会は１１日、新規感染者数が高止まりしていても医療機関への負荷軽減が見込めれば、重点措置を解除できるとする新たな考え方を示した。さらに、６５歳以上の高齢者への３回目接種が全国平均で７割近くに達することや、早ければ月内にも国産の飲み薬が承認される見通しであることも加味した。
岸田文雄首相は１４日の自民党役員会で「感染者数は顕著に減少している。いざというときの備えをした上で、可能な限り経済社会を動かしていきたい」と述べた。その後のＢＳ１１番組収録で、解除後を見据え「ワクチンや検査を使い、社会を動かす工夫から始めることになる」と説明した。
一方、大阪府については高齢者への３回目のワクチン接種が全国に比べて遅れているほか、病床使用率が５割超であることなどを踏まえ、２１日の期限直前まで見極める必要があると判断した。
近く関係閣僚で協議し、今週半ばに首相が記者会見で表明する見通し。専門家らへの諮問など一連の手続き終了後、政府対策本部で正式決定する。

・知事会長「収束に向かうか、現場は懸念」　重点措置の解除基準緩和で
＜朝日新聞　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3G6K57Q3GUTIL04V.html
　新型コロナウイルスの「まん延防止等重点措置」の解除基準を緩める政府の方針について、全国知事会の平井伸治会長（鳥取県知事）は 14 日、「重点措置以外の対策を（政府に）考えていただかないと、人の動く年度末、年度初めに収束に向かうのか、現場では懸念がある」と述べた。山際大志郎経済再生相とのオンラインの会合で発言した。
　平井会長は、18 都道府県への重点措置が 21 日の期限ですべて解除される可能性について、「かなり従来とは違った取り扱いになる」と指摘。解除した場合も、第 6 波の感染の中心である子どもや高齢者への対策を強化するよう求めた。全国の刑務所でクラスター（感染者集団）が頻発していることも挙げ、「せめて身近なところで引き締めをお願いしたい」と求めた。
　山際経済再生相は「出口を考える上での注意をいくつもご指摘いただいた。我々も同じ認識を持っている」と話した。
　また、12〜17 歳の 3 回目のワクチン接種に関し、厚生労働省が自治体に準備を求めたことについて、平井会長は「肝心のファイザーのワクチンが現場にない。追加の配分がないと、やろうにもやれないと現場が混乱している」として政府に対応を求めた。
　厚労省は 11 日付の自治体への事務連絡で、「必要な量のファイザー社ワクチンを確保しておくこと」としている。平井会長は、14 日にあった後藤茂之厚労相との意見交換でも、「ファイザーは人気で、すでに予約が埋まっている。ファイザーの追加配分はしないと通知に書いてあるが、子どもたちの追加接種をどうしたらいいのか、現場が混乱している」と苦言を呈した。

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kID6BU28_BnzIBY

・検査証明書の提出についてページを更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nIz2CUGw8BX_PBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・外国語の新型コロナワクチンの予診票等のご案内を掲載しています
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4no70C0Oy8hf8rhY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzFQV_gMg5eZx3pZY

・ヨード入りうがい薬、続けたら…70 歳女性「私、おかしくなった？」
＜朝日新聞　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3156LTQ2SULEI002.html
　新型コロナウイルスへの感染を避けようと、ヨード入りのうがい薬を毎日使い続けたら、体に異変が出た人がいる。同様の事例はほかにもあり、学会も注意を呼びかけている。製造販売元は「体に異変を感じたら医療関係者に早めに相談してほしい」としている。
　神奈川県相模原市の野口順子さん（70）がヨードを含むうがい薬「イソジン」を使い始めたのは、コロナが騒がれ始めた 2020 年の初めごろだ。
　一人暮らしで、弟夫妻も離れた場所に住んでいる。コロナには絶対にかかりたくなかった。
　小学校 2 年生でジフテリアにかかって入院したときのことを思い出した。消毒のために、茶色い薬をのどの奥に塗られた。
　お店やテレビ CM で見るイソジンは、あのときの薬と同じ色だ。
　「イソジンでも消毒できるんだな」と思った。
　買ってきて、毎日使うようになった。朝起きた直後と、3 食の後、寝る直前の 1 日 5 回。付属品の小さなコップに 3、4 滴たらし、水で薄めてうがいした。
　夏ごろには、大阪府の吉村洋文知事がヨード入りのうがい薬を使うよう呼びかけているのをテレビで見た。うがいをした人ではコロナの検査で陽性になる割合が減ったと、知事は主張していた。
　「やっぱりそうか」
　効果を確信した。ドラッグストアではうがい薬が品薄になったが、その前からまとめ買いしていたので安心だった。
　異変を感じ始めたのは、21…

◇大学等関係
・2022 年 3 月 10 日に掲載された NHK の記事について
＜文部科学省　2022 年 3 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agesac4Z1CzthubK
　　https://www.mext.go.jp/content/20220311-mxt_gakushi01-000021207_02.pdf
報道内容
・水際対策の緩和に伴って入国した経済的に苦しい状況にある外国人留学生を支援しようと、政府は１人当たり 10 万円を支給することを決めました。
・政府は、新型コロナの水際対策を緩和し、今月１日から外国人留学生らの入国を認めたのに続き、11 日からは留学生の受け入れを優先的に進めるため、航空機の空席を活用した新たな仕組みの運用を始める。これを受け政府は、今月末までに入国して大学などに在籍している外国人留学生のうち、新型コロナの影響でアルバイトに付けず収入が得られないなど経済的に苦しい状況にある人に、１人当たり 10 万円を支給することを決めました。
事実関係
・水際対策の緩和に伴い入国した外国人留学生のみを対象とした給付を行うという事実はない。
・今般、文部科学省が決定したことは、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」（令和３年度補正予算にて措置、令和４年３月末までの事業）について、３月中に再度学校から推薦を受け付けるもの。この枠組みは、令和３年 12 月 20 日から実施し、学校が困窮していると判断した学生等に対して 10 万円を給付するものであり、当該「学生等」について留学生も含まれるというこれまでの取扱は変わらない。
・本給付金は、水際対策と関係なく、今なおコロナの影響によりお困りの学生等に可能な限り給付金をお届けするために実施するもの。

◇マスコミ報道　見出し
・オミクロン株に専門家が感染 初期症状から重症化 どう感じた？
＜NHK　2022 年 3 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220314/k10013530561000.html

・過去に新型コロナに感染した人は、ワクチンをいつ接種すべきか？

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2022 年 3 月 14 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20220314-00286134
****

[3] ***令和２年度地下水質測定結果について***

＜環境省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/110731.html

水質汚濁防止法第 15 条第１項及び第２項並びに第 16 条に基づき、国及び地方公共団体では、毎年度、地下水質の測定を実施し、環境基準の達成状況等を確認しています。この度、環境省では、令和２年度における地下水質測定結果を取りまとめました。今回の結果をみると、令和２年度の全体の環境基準超過率は 5.9%（前年度 6.0%）でした。

併せて、地下水汚染事例に関する実態把握調査結果について取りまとめました。

令和２年度地下水質測定結果（概要）

１．調査の主な測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている 28 項目

・VOC（揮発性有機化合物。テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等 13 項目）
・重金属等（砒素、ふっ素、鉛等 11 項目）
・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　など

２．調査区分と測定数

地下水質の測定は、「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」、「継続監視調査」の３つの区分で行われています。概況調査では 3,103 本、汚染井戸周辺地区調査では 1,112 本、継続監視調査では 4,143 本の井戸で調査が行われ、調査井戸総数は 8,358 本（前年度 8,339 本）でした。

３．調査区分別の結果の概要

（１）概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査です。全体のうち何らかの項目で環境基準を超過した地点は 5.9%（前年度 6.0%）でした。測定項目別では、平成 11 年度以降、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が最も高く、令和２年度調査結果は 3.3%（前年度 3.0%）でした。

（２）汚染井戸周辺地区調査

発見された汚染の範囲を確認するために実施する調査です。基準超過の井戸数が最も多いのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、次いでふっ素、砒素でした。

（３）継続監視調査

汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査です。基準超過の井戸数が最も多いのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、次いで砒素、テトラクロロエチレンでした。

４．環境基準超過井戸の存在状況

地下水質の調査は市町村単位で実施されており、概ね５年を周期として各市町村の地域全体が網羅される仕組みになっています。今回の調査を含めた過去５年間の全調査区分において、環境基準を超過した井戸がある市区町村数は以下のとおりです。

・VOC　：319 市区町村（全数の 19%（前年度 18%））
・重金属等　：434 市区町村（全数の 25%（前年度 24%））
・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：443 市区町村（全数の 26%（前年度 26%））

地下水汚染事例に関する実態把握調査結果（概要）

１．調査概要

環境省では、毎年度、地下水質の調査結果の公表と併せて、地下水質保全に関する施策の検討に資するため、全国の地下水汚染事例（以下、「事例」という。）に関する実態把握を行い、その結果をとりまとめて公表しています。

２．調査対象

令和２年度末までに都道府県等が把握している、環境基準を超える値が検出されたことがある地下水汚染事例の全て。

３．結果の概要

全事例件数は8,943件でした。VOC事例は2,692件、重金属等事例は2,505件、硝酸・亜硝酸事例は3,572件でした。超過事例件数が最も多かったのは硝酸・亜硝酸で、次いで砒素、テトラクロロエチレンでした。汚染原因が特定又は把握された事例4,887件について、主な汚染原因は以下のとおりです。

・VOC事例　　：工場・事業場、廃棄物
・重金属等事例　　：自然的要因、工場・事業場、廃棄物
・硝酸及び亜硝酸事例：過剰な施肥、生活排水の地下浸透、家畜排せつ物の不適正処理

なお、「令和２年度地下水質測定結果」の詳細については、環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/water/chikasui/index.html）に掲載いたします。

****

[4] ***健康安全***

◇アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第65号）

［官報］　令和４年３月14日　号外　第52号　69～75頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220314/20220314g00052/20220314g000520069f.html

〇厚生労働省告示第65号

アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一条第六項の規定に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第七十六号)の一部を次のように改正したので、同条第七項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和４年３月14日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES事務局＞*―

「改正後」

本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号。以下「法」という。）に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものである。

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的１ｇＥ抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起こる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈するとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、強い瘙痒感を伴う湿疹を呈するとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈するとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈するとされている。

花粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併するとされている。特にスギ花粉症の有病率は、アレルギー疾患の中で最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勘案した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきているが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理

ガイドラインにのっとった医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのっとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）の質の向上及び提供体制の整備、国民がアレルギー疾患に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制の整備、アレルギー疾患に係る研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一条第一項の規定に基づき策定するものである。

第一　アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

⑴　基本的な考え方

ア　アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者の生活する環境、すなわち周囲の自然環境及び住居内の環境、そこでの生活の仕方並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響される。したがって、アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、その症状を軽減するためには、アレルゲン回避を基本とし、また、免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ、アレルギー疾患を有する者を取り巻く環境の改善を図ることが重要である。

イ～エ　（略）

⑵　国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

ア・イ　（略）

ウ　医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

エ　国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

オ　医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患－対策に協力し、アレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者及びその家族の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

カ　学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対して、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第二　アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のだめの施策に関する事項

⑴　今後の取組の方針についてアレルギー疾患は、その有病率の高さゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼしているが、現時点においても本態解明は十分ではなく、また、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症及び重症化に関わっているため、その原因の特定が困難であることが多い。

一方、インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっている。また、適切な情報が得られず、若

しくは適切でない情報を選択したがゆえに、科学的知見に基づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪する例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民がアレルゲンの除去や回避、アレルゲン免疫療法を含めた重症化予防の方法、症状の軽減の方法等、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識を習得できるよう、国民に広く周知すること並びにアレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組を進める。

⑵　今後取組が必要な事項について

ア・イ　（略）

ウ　国は、地方公共団体に対して市町村保健センター等で実施する両親学級や乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、妊婦や乳幼児の保護者等に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。

エ～キ　（略）

ク　国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な知見の集積に努める。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るため、都道府県等食品衛生監視指導計画（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第一項に規定する計画をいう。）に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

ケ　（略）

第三　アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

⑴　今後の取組の方針について国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の　知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

⑵　今後取組が必要な事項について

ア　（略）

イ　国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るため関係学会等と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。　ウ　国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るため、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エ　（略）

オ　国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域や世代に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、小児期のみならず移行期・成人期のアレルギー診療についても実態調査を行うように努めるとともに、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づい

た体制を整備する。

カ　国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院（以下「中心拠点病院」という。）等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）等の地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関し、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

キ　国は、中心拠点病院や都道府県拠点病院等の協力のもと、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

ク　アレルギー症状を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関、研究機関及び関係団体との連携による情報の共有を図るため、アレルギー症状を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に同定、確保及び活用するための仕組みについて検討する。

第四　アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

⑴　今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率の高さ等により、社会全体に与える影響も大きいが、発症並びに重症化の要因、診療・管理ガイドラインの有効性及び薬剤の長期投与の効果並びに副作用等、未だに明らかになっていないことが多い。これら諸問題の解決に向け、「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」に基づき、患者の視点に立った疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む。以下同じ。）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知見に基づくアレルギー疾患医療の周知、普及及び実践の程度について、適切な方法で継続的に現状を把握し、それに基づいた対策を行うことで、国民が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

⑵　今後取組が必要な事項について

ア　アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査、研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などＩを長期にわたり把握することで、本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

イ　（略）

ウ　国は、中心拠点病院、都道府県拠点病院その他の専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

エ　国は、「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究を推進する。

第五　その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

⑴　アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア～ウ　（略）

エ　国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識　ーの習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」　（平成二十三年三月十七日付け雇児保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設障害者支援施設等に対しても、職員等にアレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

オ・カ　（略）

キ　国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。

ク・ケ　（略）

⑵　地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア　地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するためにアレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ　地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

⑶　災害時の対応

ア　国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ　国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。

　また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

ウ・エ　（略）

⑷・⑸　（略）

****

［5］*医薬品等*

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 66 号）

［官報］　令和４年３月 14 日　号外　第 52 号　75～76 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220314/20220314g00052/20220314g000520075f.html

〇厚生労働省告示第 66 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年３月 14 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の「医薬品各条」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

「医薬品各条」

インフルエンザＨＡワクチン

3.1.3　発熱試験

3.2.10　エンドキシン試験

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 67 号）

［官報］　令和４年３月 14 日　号外　第 52 号　76～78 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220314/20220314g00052/20220314g000520076f.html

○厚生労働省告示第 67 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年３月 14 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の「検定を行けるべき医薬品」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

１　検定を行けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量

生物学的製剤

検定を行けるべき医薬品：インフルエンザＨＡワクチン

２　検定基準

生物学的製剤

インフルエンザＨＡワクチン

****

[6] ***飼料***

◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）

［官報］　令和４年３月 14 日　本紙　第 693 号　10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220314/20220314h00693/20220314h006930010f.html

確認を受けた飼料の品種：なたね

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇エノキダケを主原料に代替肉 長野県内の生産者などが開発

＜NHK　2022 年３月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220315/1000077826.html

長野県特産のエノキダケを鍋の季節以外にも食べてもらおうと、生産者などのグループがエノキダケを主な原料とした代替肉を開発しました。

代替肉を開発したのは、長野県内のエノキダケの生産者や加工食品業者などでつくる「明日はきのこを食べようプロジェクト」で、１４日、県庁で、代替肉で作ったレトルトのハンバーグが披露されました。

代替肉は、細かく刻んだエノキダケ４０％にタマネギなどを混ぜて作られ、冷めても固くなりにくく、製造コストも安く抑えられるということです。

エノキダケは長野県が全国のおよそ６０％のシェアを占めますが、鍋のシーズンが終わると需要が落ち込む傾向にあり、冬場以外の消費拡大が課題となっています。

プロジェクトでは、先月、細かくしたエノキダケとひき肉を１対２の割合で混ぜたメンチカツを一部の学校の給食で試験的に提供したところ、子どもたちの９５％以上が「おいしかった」と答えたほか、７０％近くが「エノキダケが入っているとは思わなかった」と回答したということです。

プロジェクトの会長で生産者の古屋健太さんは「うまみ成分が豊富で歯ごたえもあるエノキダケは、肉の代わりになる条件を満たした食材なので、いろいろな食べ方を試してもらいたい」と話していました。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇サステナブルファッションって？東京ガールズコレクション 2022 SPRING/SUMMER で体験してみよう「ゼロカーボンアクション 30」

＜環境省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/110698.html

環境省は、東京ガールズコレクション（以下、「TGC」）と連携し、脱炭素社会の実現を目指して、「第 34 回 マイナビ 東京ガールズコレクション 2022 SPRING/SUMMER」における TGC 公式メタバース「バーチャル TGC」（主催：東京ガールズコレクション実行委員会、開催期間：令和４年３月 14 日（月）～ 同年８月 14 日（日））にオンラインブースを出展します。

オンラインブースでは、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、一人ひとりが実践できる「ゼロカーボンアクション 30」について、楽しみながらわかりやすく学ぶことができますので、ぜひ御参加ください。

また、令和４年３月 21 日（月・祝）には、国立代々木競技場第一体育館にて、「第 34 回 マイナビ 東京ガールズコレクション 2022 SPRING/SUMMER」のリアルイベントが開催され"脱炭素"をテーマに、TGC サステナ STAGE 上にて、「ゼロカーボンアクション 30」の実践を呼びかけます。イベントの様子は TGC 公式 LINE アカウントにて無料で視聴することもできますので、ぜひ御視聴ください。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業の公募採択案件について

＜環境省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/110715.html

---

◇令和４年度潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業の公募採択案件について

＜環境省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/110714.html

---

◇令和４年度クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）推進支援事業の実施事業者の公募について

＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ylIT-AUm4-B33VBY

◇令和４年度看護師の特定行為に係る研修機関の拡充支援事業実施団体の公募について

＜厚生労働省　2022 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kHSt5WhTwYa_sBY

[公募結果、意見募集結果]

◇「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度専門人材育成事業」実施機関の決定について

＜文部科学省　2022 年 3 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageoac4ZyJ401ubL

◇「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業（令和 3 年度補正）」の選定結果

＜文部科学省　2022 年 3 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageoac4ZyJ401ubM

◇「卓越大学院プログラム」（平成 30 年度採択）中間評価結果について

＜文部科学省　2022 年 3 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageoac4ZyJ401ubN

****

[10] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 565 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 14 日　号外　第 52 号　78～80 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220314/20220314g00052/20220314g000520078f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 574 号）

［官報］ 令和４年３月 15 日　号外　第 53 号　49～56 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220315/20220315g00053/20220315g000530049f.html

****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・鳥類の鉛汚染による影響評価検討会の開催について　　３月 22 日

＜厚生労働省　2022 年３月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/110736.html

（１） 鳥類の鉛汚染の現状について

（２） 有識者ヒアリングの結果概要について

（３） 環境研究総合推進費を活用した研究成果等について（報告）

（４） 鳥類の鉛汚染の影響評価に向けた検討について

・第２回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」　　３月１５日

＜厚生労働省　2022 年３月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ylIT-AUm4-B321BY

（１）精神障害の労災認定の基準について　（２）その他

・学校法人制度改革特別委員会（第５回）の開催について　　３月 17 日

＜文部科学省　2022 年３月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageoac4ZyJ401ubJ

1. 報告書（案）について

2. その他

・中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（第 14 回）の開催について　　３月 18 日

＜文部科学省　2022 年３月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageoac4ZyJ401ubK

(1) 質保証システムの見直しについて

(2) その他

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議）　議事録　　12 月 21 日

＜厚生労働省　2022 年３月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mIjyDUW09BH6yBY

食品用器具及び容器包装におけるポジティブリスト制度について

****

[12] *その他*

・ウクライナの科学者らを受け入れへ　沖縄科学技術大学院大が基金創設

＜朝日新聞　2022 年３月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3D0CTBQ3CULBJ01K.html

ロシアによるウクライナ侵攻で難民となった科学者や学生らを支援するため、沖縄科学技術大学院大学（沖縄県恩納村、OIST）と OIST 財団（米ニューヨーク）が基金を設けた。人道的な観点から、ウクライナの科学者や学生、その家族を一時的に大学に受け入れるという。基金への寄付を呼びかけている。

すでに在籍するウクライナ人の学生や職員らも含めて精神的なケアなどの支援もする。ウクライナの科学・学術機関の再建支援にも役立てたいという。

OIST は、沖縄振興と世界…

****

[付録]

◇“ブラック校則”　新年度から多くの都立高校で撤廃

＜NHK　2022 年３月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220313/k10013528651000.html

行き過ぎた校則、いわゆる“ブラック校則”が問題となるなか、都立高校などでは、下着の色の指定やツーブロックの禁止などの校則の見直しが進められ、新年度から多くの学校で撤廃されることになりました。

行き過ぎた校則、いわゆる“ブラック校則”を全国各地で見直す動きの広がりを受けて、去年４月、東京都教育委員会は、下着の色の指定や髪を一律に黒く染めること、それに髪が黒以外やくせ毛の生徒には地毛の証明の提出を求めることやサイドを短くしたツーブロックと呼ばれる髪型の禁止など６つの項目が校則にある場合、生徒や保護者も含めて必要性を議論するよう都立高校などに求めました。

その結果、６つのうち５つの項目について、新年度からすべての都立高校などで撤廃されることになりました。その一方で、地毛証明の提出についての校則は一部の学校が継続することを決めました。

東京都教育委員会は「生徒が社会の一員として自分の学校の校則について考えることが社会参画への意識の醸成につながる」としています。
********** 以上 **********